

文化芸術振興基本法及び文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次方針）  
（抜粋）

1. 文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）

（劇場、音楽堂等の充実）

第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2. 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次方針）（平成19年2月閣議決定）

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策

10. 文化芸術拠点の充実等

（1）劇場、音楽堂等の充実

劇場、音楽堂等が、優れた文化芸術の創造、交流、発信の拠点や、地域住民の身近な文化芸術活動の場として積極的に活用され、その機能・役割が十分に発揮できるよう、次の施策を講ずる。

- ・ 法的基盤の整備や税制上の措置などの方策により、劇場、音楽堂等の活動の円滑化、活発化を図る。
- ・ 各地域の劇場、音楽堂等の創造活動等への支援、芸術家やアートマネジメント担当者、舞台技術者等の配置等の支援、情報の提供などを充実するとともに、他の劇場、音楽堂、学校等と連携した活動を促進する。
- ・ 各地域の劇場、音楽堂等における活動が適切かつ安全に行われるよう、環境の整備を図るとともに、施設の管理運営等に関し、それぞれの目的等に応じ、長期的かつ継続的な視点に立って、多様な手法を活用したサービスの向上、運営の効率化等の配慮が行われるよう促進する。
- ・ 国立劇場や新国立劇場等における公演の充実を図り、より多くの国民に質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供するなど、国立施設としてふさわしい活動を推進するとともに、そのために必要な安全かつ良好な施設環境を整備する。
- ・ 劇場、音楽堂等における活動に不可欠なアートマネジメント担当者、舞台技術者・技能者、文化施設の職員等の資質向上のための研修の充実を図る。